

2025年度町田市教育委員会

第12回定例会会議録

- 1、開催日 2026年3月6日
- 2、開催場所 第二、三、四会議室
- 3、出席者 教 育 長 小 池 慎一郎
 委 員 後 藤 良 秀
 委 員 森 山 賢 一
 委 員 井 上 由 奈
 委 員 関 根 美 咲
- 4、署名者 教育長
 委 員
- 5、出席事務局職員 学校教育部長 石 坂 泰 弘
 生涯学習部長 中 村 考 志
 教育総務課長 伊 藤 豪 章
 教育総務課担当課長 上 林 真理子
 新たな学校づくり推進課長 田 野 倉 隆 彦
 新たな学校づくり推進課担当課長 佐 藤 健
 施設課長 本 田 律
 施設課担当課長 鈴 木 悠 太
 学務課長 池 澤 竜 臣
 指導室長（兼）指導課長 大 山 聡
 指導課担当課長（統括指導主事） 新 井 拓
 指導課担当課長 水 谷 成 臣
 教育センター所長 鈴 木 敬 之
 教育センター担当課長（統括指導主事） 鈴 木 和 宏
 生涯学習センター長 川 瀬 康 二
 市民文学館担当課長 羽 生 謙 五
 （町田市民文学館長）

書	記	中	里	典	子	
書	記	板	垣	有	美子	
書	記	田	中	優	太	
書	記	天	野		昂	
速	記	士	帯	刀	道	代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、請願、提出議案、臨時代理報告及び結果

請願第21号	2025年6月20日町田市教育委員会会議の会議録の文書偽造をしないでください(請願)	不採択
請願第22号	鶴川地域の統合計画においてスクールバスを出すことを求める請願	不採択
議案第31号	市立学校職員への感謝状の贈呈について	原案可決
議案第32号	町田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部改正について	原案可決
臨時代理報告第4号	都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時代理報告について	原案可決

7、傍聴者数 15名

8、議事の概要

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第12回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は井上委員です。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。本日は請願が2件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第21号及び22号を、日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思います。また、議案第31号につきましては、個人情報に関する案件であること、臨時代理報告第4号につきましては、人事に関する議決案件であることから、非公開とさせていただき、日程第4の報告事項終了後に一旦休憩をとり、関係者

のみお残りいただいて審議をしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、請願第 21 号「2025 年 6 月 20 日町田市教育委員会会議の会議録の文書偽造をしないでください(請願)」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、5 分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前 10 時 01 分休憩

午前 10 時 02 分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、5 分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 「2025 年 6 月 20 日町田市教育委員会会議の会議録の文書偽造をしないでください」という請願です。

今、市民に町田市教育委員会が会議録の文書偽造をしたと広がっています。2025 年 6 月 20 日に行われた町田市教育委員会会議の会議録が公開されていますが、その会議録に、わかりやすく大変幼稚な文書偽造があります。

6 月 20 日の教育委員会会議の請願第 14 号の陳述において、2025 年 4 月 11 日町田市教育委員会会議の会議録に、その会議で他の委員が言っていないのに、「他委員 同感です」と言ったように加筆し、文書偽造があったことを指摘すると、後藤委員は、教育委員会での議案や請願の審議は、会議当日いきなり話し合っているわけではなく、事前に事務局からの説明があり、趣旨の理解や検討などを行って、その上で各委員が会議に臨み、必要に応じて質疑したり、意見を言ったり、意思表示をしたりして、議案や請願の意思決定をしていますと発言しました。言ったのはそこまでです。

ところが、6月20日教育委員会会議の会議録では、この後に、後藤委員、「第1回の定例会においても、各委員は、『同感です』と同意を発して意思表示をしました」と加筆する文書偽造がありました。後藤委員は本当に「各委員は、『同感です』と同意を発して意思表示をしました」と言ったのでしょうか。傍聴していますが、その発言は聞いておりません。

教育委員会の都合で、後藤委員が、実際は言っていないのに、言ったことにするのは、後藤委員に対して基本的人権の侵害であり、後藤委員が気の毒でかわいそうです。2026年2月6日教育委員会会議の審議においても、後藤委員は、請願第20号に不十分な理解での外れなコメントをされましたが、それも含めてかわいそうです。うそをつくことは誰でもつらいです。自分自身を否定することになるからです。町田市教育委員会は、教育委員一人ひとりにおわびしたほうがよいです。

実際どうだったのか確かめる方法は簡単です。教育委員会会議では、速記会社が録音して、その録音をもとに会議録を作成しています。その録音を教育委員会と市民と一緒に聞いて、その中で、後藤委員が、「各委員は、『同感です』と同意を発して意思表示をしました」と言っていれば、教育委員会の会議録は正確ですし、その発言、声が聞こえなければ、会議録の文書偽造になります。

2026年2月6日の教育委員会会議において、学校教育部長は、市民と一緒に録音を聞くことはございませんと述べましたが、もし会議録どおりに、録音にその発言があるのなら、市民と一緒に聞けばよいだけなのに、それをしないのでは、事実上、文書偽造をしたことを認めたこととなります。

町田市教育委員会が会議録の文書偽造をしたと言われるのは大変なことですから、名誉毀損の訴えを起こすこともできます。そのときは、日本の裁判は原告立証主義ですから、町田市教育委員会が会議録の文書偽造をしていないということを証明しなくてはなりません。その証明には、録音・音声データが必要になります。

町田市教育委員会は、文書偽造はしていないと言っているだけで、その証明がありません。モラルの崩壊によって文書偽造は起こり、町田市教育委員会自体も完全に崩壊していると言わざるを得ません。他の自治体では教育委員会会議の会議録の文書偽造は行っていません。それは怖いことですし、もともと文書偽造をする必要もないからです。

学校教育部長はこの3月で退職されると伺っています。ぜひ本当の自分を大切にされて過ごされるよう願っています。

以上です。

○教育長 請願者による請願第 21 号の意見陳述が終わりました。

この後、請願者に対する質疑を行いたいと思いますが、請願者の方に念のため申し上げます。請願者は教育長の許可をとって発言し、また、委員に対しては質疑をすることはできないことになっておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

請願第 21 号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関して、委員の皆様から請願者の方へのご質問などございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前 10 時 07 分休憩

午前 10 時 08 分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第 21 号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 昨年 6 月 20 日の教育委員会定例会では、後藤委員は会議録どおりの発言をしており、そのことについては後藤委員にも確認をしております。教育委員はご自身の意見を発言しており、事務局での改ざんはございません。

また、議事録作成に当たっては、委託先である速記事務所が用意した機器を使用し、録音をしております。速記者がその場で記録した内容と録音を照合し、議事録案を作成しております。この案を教育委員会で確認し、完成した議事録を町田市ホームページ等で公表しております。議事録の正確性や透明性は確保されていると考えますので、音声データを市民の方と一緒に聞くなどといった対応をとることは考えておりません。

以上より、教育委員会会議録の文書偽造は行っておりませんので、「2025 年 6 月 20 日町田市教育委員会会議の会議録の文書偽造をしないでください（請願）」の願意には沿えないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 請願第 21 号に関する願意の実現性、妥当性について説明は終わりました。

私、教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございまして、本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思えます。何かございましたらお願いいたします。

○後藤委員 昨年の6月20日の教育委員会の私の発言について、私自身が事前に準備している発言の予定文書、当日の発言、会議録の記録文書、これらいずれにも、「各委員は、意見を言うか、『同感です』と同意を発して意思表示をしました」と発言の事実と記録があります。したがって、請願は事実と反した間違った内容であり、願意には沿えるものではありません。

以上です。

(傍聴席の不規則発言あり)

○教育長 静かにしてもらってよろしいですか。

そのほかに何かございますでしょうか。

○井上委員 ただいまの後藤委員のご本人の説明と部長からの説明どおり、文書偽造は行われておりませんので、請願の願意には沿えないものと判断いたします。

以上です。

○関根委員 それでは、今回の願意につきまして、私の意見を述べさせていただきます。

まず、町田市教育委員会における会議におきまして、私たち教育委員は、教育行政に深い関心と熱意を持ち、合議制の機関として責任を持って判断すべき事項について議論をした上で、自分自身で考え、誠実に意思決定をしております。もちろん毎回そうなのですが、2025年6月20日の教育委員会定例会におきましても、後藤委員を含め、私たち教育委員全員がそのような気持ちで臨んでおりました。

そのほかにつきましては学校教育部長の説明どおりでございます。

したがって、今回の願意には沿えないものと考えます。

以上です。

○森山委員 まず、「2025年6月20日町田市教育委員会会議の会議録の文書偽造をなさいでください」という請願をいただきました。この請願に関しまして、まずは私自身の対応について申し上げます。議事録案が作成された際には、私自身の発言において、案を確認しながら、内容が正確に記録されているかを必ず確認します。恐らく委員全員が同様の確認を行っていると思いますが、私自身も自分の発言について正しく反映されているかの確認をしています。そして、その確認をした後に公開がされます。つまり私の発言に関

しても、あるいはほかの委員に関しましても、確認をした後に、間違いないと判断したうえで最終的な議事録として提出をされているものと認識しています。したがって、これは今回の2025年6月20日の会議録にかかわらず、全ての会議録について、同様の手続を踏んで進めていることだと思います。そのため今回の請願につきましても、願意には沿いかねると考えます。

以上です。

○教育長 ほかよろしいでしょうか。

(傍聴席の不規則発言あり)

○教育長 傍聴人は静かにしていただけますか。

(傍聴席の不規則発言あり)

○教育長 傍聴人規則にのっとってご注意をしておりますので、静かにしてください。

それでは、請願第21号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意については不採択の旨のご意見と受けとめております。本請願につきましても不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第21号につきましても不採択と決しました。

以上で請願第21号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第22号「鶴川地域の統合計画においてスクールバスを出すことを求める請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、5分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、5分の範囲で口頭による意見陳述をお

願いたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 「鶴川地域の統合計画においてスクールバスを出すことを求める請願」。

私たちは、4月の統合、鶴川第三小学校・鶴川第四小学校の仮校舎通学がとても困難であること、その不安の解消がこの計画を前向きに進める上でも必要な措置ではないかとして、鶴川地域の個々の問題点を指摘し、昨年4月に請願を行い、不採択となりました。

また、昨年12月の市議会への請願では、この通学の安全性が文教委員会で審議不能となり、継続審議とし、改選だったので、そのまま廃案となりました。継続審議になった理由も、審議の中で、路線バス申請が96名いる事実が明らかとなったこと、本当に通学ができるのか、審議ができなくなったためでした。

そして、2月12日、朝日新聞に、この統合に係る保護者の記事が載りました。小6、小2の子どもは家から30分の鶴川第四小学校に通っている。統合すると、通学距離は2キロに。子どもの足では1時間近くかかってしまう。自宅からバス停まで片道約15分かかり、バスが来るのは朝でも15分に1本ほど。遅刻も心配だ。学校周辺の混雑回避のため、送迎は原則禁止とされており、子どもたちに選択肢もない。あまりに理不尽だと思いますということです。

私たちは今までもこの統合の、特に建設計画の過程にとっても無理があることを指摘してきました。また、第13回鶴川中央小学校新たな学校づくり基本計画推進協議会の議事録の中で、委員の1人が、2020年に出た適正配置・適正規模の考え方から見直すべきだと思うということ、例えば2キロで30分と書いてあるが、基準が小学生も中学生も同じなのは疑問がある。そういうことを考えたら、一律に補助が出るのは1.5キロ以上というところから見直さなくてはならないのではないかという意見も出ています。そもそも町田市の独自基準、小学校18から24学級という基準だけで計画を進めることで、学区域が広がり、通学に無理が生じます。適正とは言えないのではないのでしょうか。

町田市自治連合会市政懇談会の報告でも、「スクールバスの導入を」と実施を求める意見が出されてきました。町内会への見守りをお願いしていますが、猛暑は毎年あり、激しい気候変動がある中で、見守りを安易に頼めるのでしょうか。加えて、学童もある学校に、1年を通して子どもたちが通える安全性が確保できているのでしょうか。路線バスを前提に考えたとしても、ベンチやひさしのないバス停もありますが、それでいいのでしょうか。

混乱が想定されていますが、住民への説明はいまだにありません。

同じく2月に、読売新聞には、本町田ひなた小学校に路線バス通学しているという保護者から、子どもは路線バスに乗り遅れまいと重圧を感じたり、大人の乗客に気を使ったりする。市は子どもの負担についてもっと真剣に向き合うべきだということが掲載されています。

そして、今まで教育委員会は、この計画は協議会に諮り、町内会、学校、PTA と協議して進めているという答弁をされていますが、96名の路線バス申請はいつ協議会に説明されたのでしょうか。ホームページを見る限り、2025年11月17日第13回協議会では説明されている議事録はありません。私たちが知ったのも、12月市議会の秋田元市議の質問からでした。

昨年9月の市議会に外壁工事を求める請願を行った際も、協議会に外壁工事が行われていない、入札不調であることを説明していませんでした。協議会に説明また諮っていないことを進めてよいのでしょうか。そうであるならば、協議会はどういう位置づけなのでしょう。

2026年の統合計画に伴う鶴川第四小学校の通学距離問題、その後には、鶴川東小学校の統合により、鶴川第二小学校児童が鶴川第三小学校に仮校舎として通います。路線バスもありません。この統合計画を行うにはスクールバスは不可欠だと考えます。

行政には義務教育を実施する義務があります。学校に通う権利を保障する学校を設置する義務があります。この計画は町田市によって進められています。子どもたちが安全・安心して学校に通えるようにする責任は町田市にあると考えています。計画を進めるだけ進めて、子どもたち、保護者に負担を負わせるのは無理がありませんか。あまりに理不尽、もっと真剣に向き合うべきという言葉に真摯に向き合い、対処するべきだと思い、スクールバスの運行を求める請願をいたしました。

よろしくをお願いします。

○教育長 請願者による請願第22号の意見陳述が終わりました。

この後、請願者に対する質疑を行いたいと思いますが、請願者の方に念のため申し上げます。請願者は教育長の許可をとって発言し、また、委員に対しては質疑をすることはできないことになっておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

請願第22号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関して、委員の皆様から請願者へ

のご質問などがございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で請願者への質疑を終了します。

休憩いたします。

午前 10 時 20 分休憩

午前 10 時 21 分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第 22 号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 「鶴川地域の統合計画においてスクールバスを出すことを求める請願」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

市教育委員会では、2040 年度における町田市立小・中学校の児童・生徒数が 2020 年度と比べて 30%以上減少すると見込んでおり、2024 年度に実施した推計では、町田市新たな学校づくり推進計画の策定時に実施した 2020 年度推計よりさらに減少のスピードが速まっております。また、少子高齢化や学校施設の老朽化が進み、厳しい財政状況の中で、全ての学校施設を維持し、教育環境を充実させていくことは困難と考えております。そのため、教育委員会では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化といった環境変化に対応するため、学校統合を未来の子どもたちによりよい環境をつくる機会と前向きに捉え、町田市新たな学校づくり推進計画に基づき、適正規模・適正配置を基本とした新たな学校づくりの取り組みを進めております。

次に、通学の不安についてでございますが、市教育委員会では、鶴川中央小学校の開校に向けて、2024 年度から通学の安全対策に取り組んでおります。ハード面での安全対策としては、推進協議会でもご指摘のありました鶴川第四小学校から仮校舎となる現鶴川第三小学校に向かう際の市立鶴の子児童公園の先から鶴川交番までの区間において、外側線の塗り直しや車道に対する注意喚起看板の設置を行いました。また、保護者の方などからこれまで多くのご意見などをいただいております鶴川交番先の交差点において、安全対策として、既に横断歩道付近でのカラー舗装等の実施や車両に対する注意喚起看板の設置などの調整が進んでおり、鶴川中央小学校開校までに実施を予定しております。

路線バスを利用して通学する児童への安全対策としては、路線バス事業者にご協力をいただき、2025 年 2 月及び 9 月に路線バス乗り方教室を実施し、実際の車両を用いて、バ

スを待つ際に気をつけることや、乗車時のマナーなどを学ぶことができる機会を設けました。さらに、鶴川中央小学校の開校後は、路線バスを利用する児童が安心して通学できるよう、1回の乗車・降車で利用想定が多く、学校と調整の上、決めたバス停に、路線バス見守り員を、学期初めや長期休業明けに配置することを検討しております。この見守り員は、バス停での児童への声かけや乗り降りの補助、路線バスに乗り遅れてしまった児童への対応として学校へ連絡することなどを行う予定です。

町内会の方による通学の見守りについては、地域の方のご理解とご協力の上で成り立っていると考えております。見守りの実施頻度や実施時期などの活動形態はご協力をいただける範囲で調整されるものと考えております。

次に、通学時の路線バスの運行状況についてでございますが、路線バス利用の検討に当たっては、通学時間、路線バスの通行量、混雑状況、児童が乗り降りをするバス停周辺の環境を確認しております。鶴川中央小学校区では、路線バスを利用して通学できることを確認しております。鶴川第四小学校区からは、仮校舎となる現鶴川第三小学校への通学に利用できるバス路線は3路線を想定しております。2025年度4月のダイヤ改正により路線バスの本数は減便しておりますが、朝の時間帯はおおむね10分から20分に1本、帰りの時間帯もおおむね20分から30分に1本のバスが利用できます。これらの路線について、ダイヤ改正後の2025年11月にもバス事業者から路線バスの運行データの提供を受けるとともに、2026年1月には市教育委員会の職員が実際に朝の通学時間帯の路線バスに乗車をし、混雑状況や遅延状況に問題がないか実地調査をしております。

また、2026年1月に行った在校生・新入生保護者説明会において、保護者に、路線バスを利用した際の通学経路や、路線バス見守り員の配置、通学費補助制度についてご説明をしております。さらに、実際に路線バスを利用して通学を予定している児童に対しましては、統合直前の3月と鶴川中央小学校開校後の4月において、学校にて改めて通学指導として、路線バス通学に関する取り組みを行う予定です。市教育委員会では、推進協議会のみならず、保護者説明会などにおいて、これまで取り組んできた安全対策や路線バスの運行状況についてご説明をさせていただいており、鶴川中央小学校開校後も引き続き通学の安全対策に取り組み、通学不安の解消に努めてまいります。

次に、鶴川地域におけるスクールバスの導入についてでございますが、本日の教育委員会定例会の報告事項（4）の「学校統合に伴う通学等に関する基本方針」でもお示しさせていただく予定でございます。町田市新たな学校づくり推進計画では、住所に基づく就学

指定校に対して、徒歩での通学距離が2キロを超えて通学する児童・生徒については、おおむね30分程度を目安として通学できるよう、公共交通機関の活用やスクールバスなどの導入など、さまざまな負担軽減策について、地域それぞれの実情やニーズを踏まえ、検討及び実施するものとしております。

鶴川中央小学校区におきましては、路線バスを利用することで、おおむね30分程度で通学できることを確認しているため、スクールバスを導入する予定はございません。

なお、(仮称)鶴川東小学校区につきましては、仮校舎への通学期間中において路線バスを利用して通学することが難しいことから、「学校統合に伴う通学等に関する基本方針」に基づきまして、スクールバスやスクールタクシーを含めた通学の負担軽減策導入の検討を進めております。

町田市新たな学校づくり推進計画は、全ての町田市立学校を対象に、少子化や学校施設の老朽化に対応しながら、将来を見据えたよりよい教育環境を整備するとともに、地域と学校の新たなつながりを生み出す取り組みであると考えております。引き続き保護者、地域の方、学校関係者の方々からさまざまな意見を聞いて、よりよい教育環境をつくっていききたいと考えております。

以上のことから、請願の要旨である2026年4月予定の統合においてスクールバスを出すことには沿えないものと考えており、「鶴川地域の統合計画においてスクールバスを出すことを求める請願」の願意には沿えないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 請願第22号に関する願意の実現性、妥当性について説明は終わりました。

私、教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりでございまして、本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思っております。何かございましたらお願いいたします。

○後藤委員 まず、質問ですが、路線バスの運行状況について、2026年1月に保護者説明会で説明を行ったとのことですがけれども、その際、保護者の方々から通学の安全面に関するご意見あるいはご質問等がありましたでしょうか。

○学務課長 保護者説明会でのバス通学に関するご意見やご質問としましては、バスが遅延したときの対応や、バスの混雑状況についてのご質問のほか、通学費補助についてのご

質問をいただきました。バスの遅延につきましては、学校で遅刻扱いとはしないこと、遅延証明を提出する必要のないことをお伝えいたしました。バスの混雑状況につきましては、路線バス事業者の運行データや今年1月に行った実地調査の結果から、登校時間帯の路線バスに問題なく乗車できることをお伝えいたしました。その他、通学費補助につきましては、定期券の購入に関するご質問や、夏の暑い時期でのバス利用で補助の対象となるのかなどのご質問をいただきました。特に通学の安全面についてのご質問やご意見はございませんでした。

以上です。

○**後藤委員** ありがとうございます。私の意見ですが、先ほど学校教育部長が回答したとおり、鶴川中央小学校の仮校舎への通学路の安全対策をこれまでさまざまやっている実情、あるいは路線バスの活用ができる通学が可能であるということをお聞きし、現段階ではスクールバスの導入なく対応できるというふうに考えました。また、この後、報告予定である町田市立学校を対象とした「学校統合に伴う通学等に関する基本方針」のとおり、児童・生徒の仮校舎や新校舎への通学の負担軽減を図るため、さまざまな状況に応じた軽減策が進められる予定であることも踏まえ、本請願の願意には現段階では沿えないというふうに判断いたしました。

以上です。

○**井上委員** 請願の中に、路線バス乗り方教室において子どもたちがランドセルを持たず乗車練習を受けていたとありましたが、市教育委員会はどのような目的でこの講習を行ったのか教えてください。

○**新たな学校づくり推進課長** 路線バスの乗り方教室は、バス事業者の協力を得まして、バスを待つ際の注意点、また乗車時のマナーを学ぶことを目的とした事業となります。

また、この路線バス乗り方教室とは別に、親子通学練習会というのを2025年9月に行っておりまして、鶴川第四小学校の保護者、児童を対象に実施した事業です。こちらでは、親子で仮校舎となる鶴川第三小学校までの通学手法であったりとか、経路の確認を目的として実施いたしました。この練習会の中では、実際の通学を想定しまして、自宅からランドセルを背負って路線バスに乗って、仮校舎となる鶴川第三小学校までの通学経路を確認された児童の方もいらっしゃいました。引き続きさまざまな取り組みを通じまして、児童が安心して通学できる環境づくりを進めてまいります。

以上です。

○井上委員 ありがとうございます。親子通学練習会では、全員ではなかったものの、ランドセルを背負って参加された方もいらっしゃったということですね。実際の乗り降りは、ランドセルのほかに手荷物や傘など両手がふさがっていることも考えられるため、このような練習は非常に大切だと考えます。

このまま私の意見を述べさせていただきます。このたびは貴重なご意見をありがとうございます。児童・生徒の通学の安全についてご心配をおかけしております。今、部長の説明にありましたように、今後スクールバスやスクールタクシーを含めた通学の負担軽減策を検討しております。2026年4月にスクールバスを出すということは難しいと考え、今回の請願の願意には沿えないと判断いたしますが、引き続き保護者、地域の皆様の不安の解消に努めてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○関根委員 私からも1つ質問させてください。子どもたちが通学する時間帯の路線バスの減便が行われているということなのですが、それは保護者にとって当然不安であり、ご心配なことだと私も理解しております。町田市教育委員会として今後バス事業者とどのようなことを話し合い、どう関わっていくのかを教えてください。

○新たな学校づくり推進課長 市教育委員会では、市の公共交通を所管している部署などと連携しまして、定期的にバスの事業者と打ち合わせを行っております。新たな学校づくりの取り組みやスケジュール、それから各地区における児童の路線バスの利用想定、こういったものについてバス事業者と共有して、通学時間帯のバスの便の維持の確保であったりとか、ダイヤ調整などの協議を継続して行っております。引き続きバス事業者とは都度、状況を共有しながら密に連携していきたいと考えております。

以上です。

○関根委員 では、このまま状況を見ながらまた一緒に考えていくということでしょうか。――わかりました。ありがとうございます。

それでは、今回の請願趣旨につきまして、私の意見を述べさせていただきます。

このたびは大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。学校統合に伴う子どもたちの通学につきましては、大変ご心配なことも多いかと思えます。それは私も同じ考えでございます。教育委員会といたしましては、先ほど学校教育部長からもありましたように、子どもたちの安全対策として、推進協議会や保護者の方々からいただいたご意見やご指摘を受け、一つ一つ丁寧に対応しております。

また、スクールバスの導入につきましては、本市におきまして、「学校統合に伴う通学等に関する基本方針」を策定させていただきました。本方針は、学校統合に伴う児童・生徒の通学等の負担軽減を図るために、実現性の高い軽減策の検討に関する基本的な考え方を示すものです。詳しくはこの後の報告事項（４）のご説明をお聞きください。この方針につきましても、子どもたちのことを第一に考え、あらゆる角度から検討し、児童・生徒にとって、今、本市が対応できる最善の策をとらせていただいておりますので、ぜひご参考になさってください。

したがいまして、先ほどの質問の内容や学校教育部長からの説明のとおり、私も今回の請願者の方からの全てのご意向に沿うことは難しく、願意に沿えないものと考えます。請願者の方におかれましては、今後とも私たちとともに、町田の子どもたちの教育をよくするために、ぜひともお力添えいただければありがたいと存じます。

私からは以上です。

○森山委員 これは請願第 22 号「鶴川地域の統合計画においてスクールバスを出すことを求める請願」についてです。この請願につきまして、私は今後の計画の進展を踏まえると、十分に考えられる請願の内容の請願であると理解をいたしました。学校教育部長の説明並びに各教育委員の質問に対する回答も伺いながら、理解を深めたところでございます。その上で、現在の段階における対応方針は、今回の請願の願意を踏まえた進め方であると判断をいたしました。したがいまして、本請願につきましては願意に沿えないものと考えております。

以上です。

○教育長 それでは、請願第 22 号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、幾つか確認事項もございましたが、それを踏まえた上で、いずれも本請願の願意については不採択の旨のご意見と受けとめております。本請願につきましては不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、請願第 22 号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第 22 号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前 10 時 39 分休憩

午前 10 時 40 分再開

○教育長 再開いたします。

日程第 1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、まず、私からご報告をさせていただきます。

私からは、2月19日に開催されました2025年度町田市生活安全協議会について報告いたします。町田市生活安全協議会は、市長を会長として市民の生活安全意識の高揚及び犯罪等を防止するための自主的な活動の推進を図り、もって明るく安心して暮らせる地域社会の形成に寄与することを目的とするものです。初めに、町田警察署の課長より、市内の犯罪概況と交通事故概要についての報告を受けた後、町田市安心安全まちづくり推進計画の実施状況について報告や話し合いが行われました。

質疑の中で、民生児童委員協議会の方から2点質問を受けました。1点目は、児童・生徒のスマートフォンの扱いについてでした。SNSに関係したさまざまな問題があるが、実際に子どもたちを見ていて不安感があるとのことでした。2点目は、この4月より道路交通法が改正され、自転車にも交通反則通告制度が適用されることとなりましたが、学校では自転車の乗り方等どのような指導をしているのかというご質問でした。この方は市内の小学校で学校運営協議会委員もされており、学校の状況をよく把握しておられました。

私からは、スマートフォンの扱いについて、1人1台のタブレットを配布していることや、SNSに起因したトラブルやいじめ問題も発生していることを受け、タブレットについてはその正しい使用方法を徹底していることや、教育活動全体の中でネットモラルの指導等を行っていることをお答えしました。

また、自転車の安全な乗り方については、小学校3年生で自転車安全教室を行ったり、小学校・中学校の安全教育の中で適宜指導したりしていることをお伝えしました。特に自転車の安全な乗り方については、児童・生徒だけではなく、保護者への啓発も必要であるため、警察にもご協力をいただきたいということもお伝えしました。民生児童委員の方だけではなく、地域の方々が日々課題意識を持って子どもたちを見守ってくださっていることを改めて感じる事ができた会でした。

そのほかの主な活動はお配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

次に、委員の皆様からのご報告をお願いいたします。

○後藤委員 2月6日に鶴川第三小学校、10日に鶴川第四小学校の閉校式が実施され、4月から鶴川中央小学校となる2校が滞りなく締めくくりを行いました。子どもたちや教職員には残りの日々を有意義に送っていただき、新校のスタートにつなげていただきたいというふうに思っております。

次に、3月1日ですが、町田市障がい者青年学級、公民館学級の成果発表会に参加しました。生涯学習センターのリニューアル工事の間、町田第一中学校を会場に活動して、年明けよりセンターに戻って活動できるようになったということです。当日は歌声やミュージカルなど、皆さんがサポートスタッフや家族の皆さんの力にも支えられながら充実した発表をしていました。これからも障がい者青年学級の皆さんの一人ひとりが有意義な活動ができることを願っています。

私からは以上です。

○井上委員 寒暖差のある季節の変わり目ですが、休み時間に校庭に出て汗だくで走り回る子どもたちの様子を微笑ましく見えています。

さて、先月も幾つかの活動がありましたので、その中から2点お話しいたします。

まずは、2月13日の南第四小学校の研究発表会についてです。「進んで健康的な生活を送ろうとする児童の育成」と題し、一般社団法人Jミルクさんとの2年間の研究によって、食、生活習慣、運動の3本柱を通して、給食の残菜が減ったり、就寝・起床時間の改善や、体育朝会をきっかけに、体を動かす機会がふえるといった効果が出てきました。これらの探求活動をととても楽しんで意欲的に参加し、自分にできることを見つけようとする子どもたちの姿が印象的でした。

次に、2月27日に行われた東京都市町村教育委員会連合会第2回研修会についてです。「ワイド!スクランブル」のコメンテーターとしてもご活躍されている慶応義塾大学教授の中室牧子さんによる教育経済学についてのお話でした。教育について語ろうとすると、例えば東大に我が子を入れたママや、学年一のビリから有名大学に入った方の話など、個人の体験によって語られることが多くありますが、個人の体験談は必ずしも全体をあらわさないという事実をもとに、科学的根拠に基づき、教育に関して研究をされているそうです。就学前教育の大切さや、非認知能力のもたらす効果など、非常に興味深いお話を聞くことができました。特に公共政策は費用対効果が高く、子どもの教育や健康への投資は回収ができるので、数の多いところではなく、効果の高いところへ資源配分するためのコン

センサスが重要であるという点は、町田の教育においても反映させていきたいところであると感じました。

私からは以上です。

○**関根委員** 私からは1点ご報告させていただきます。

2月12日に町田市教育委員会研究指定校研究発表会で金井小学校へお伺いしました。「自ら考え、学びをすすめる金井の子—『学び続ける力』を育むことを目指して」を研究主題として、学習のゴールをイメージしながら、子どもたち自らが選択し、決定した方法で、学習を進める児童の育成を目指したこの2年間の研究成果を拝見させていただきました。

公開授業では、それぞれの学年に合った単元計画を立て、選択の場面を設定した授業が行われておりました。どの授業においても、教師はICT機器を効果的に活用しながら、協働的な学びを促したり、その子に自信を持たせるような言葉がけをし、子どもの実態や学習状況に応じて個別に声をかけることで、自ら学びを進められるような支援をしていました。子どもたちも一人ひとりが真剣に学習に向かい、子ども同士が自分や他者の考えを伝え合ったり、一緒になって試行錯誤する場面もあり、児童が主体的に取り組む姿が見られました。各学年に分かれて行われた分科会においては、参加した他校の先生方から数多くの質問が上がり、積極的に意見交換が行われておりました。

研究発表においては、研究の視点として、教師が「教える」から「導く」へ転換できるような支援を考えること、そして児童の意欲につながるように指導を工夫すること、そして児童は自分の得意なことや苦手なことを知り、見通しを持って学習をすること、自分の理解度に応じた学び方の選択をすること、他人を理解し、受けとめて、ともに学ぶことなどを挙げられていました。それと同時に、授業改革の手だてとして、見通しを持つための『ラーニング・マウンテン』や『学び方の段階表』をつくり、それらを指標として活用されているとのことでした。

放送大学客員准教授の倉澤昭先生による指導・講評では、2年間の研究の中で、教師の取り組みの姿勢がとてもしばらしかつたことを強くおっしゃられました。若手、中堅、ベテラン、そして学年関係なく、授業について熱く語り合う教師の学び合いが、日常的に自然発生的に生まれ、学びの輪が広がっていたようです。教師自らも授業実践の現状を見直し、自分の授業スタイルへの不安や今後の方向性などの課題を見つけ、個別の相談や授業参観後のフィードバックを重ねることで、具体的な授業改善ができたとのことでした。こ

の2年間の研究で、何より児童が自分に自信を持って学習しながら、発展的な学習や新たな学習に興味を持つことができたことが大きな収穫だったようです。今後もこの成果をしっかりと日々の授業に生かしていただきたいと思います。

私からは以上です。

○森山委員 今月はいろいろな行事でお世話になりましたが、私からは、2月6日の鶴川第三小学校閉校式、10日の鶴川第四小学校閉校式、それから金井小学校での町田市教育委員会指定校研究発表会の2点について報告いたします。

まず1点目についてです。学校の閉校式は、地域あるいは卒業生、在校生、教職員など、いろいろな立場の方が最後にお別れをするという場であり、学校の歴史を締めくくる式典だと思います。鶴川第三小学校、鶴川第四小学校ともに感慨深い式となりました。同時に「閉校」を経て「次のステージに進んでいく」力強さも感じる心に残る式がありました。今後の新しい学校の発展をお祈りしたいと思います。

次に2点目の町田市教育委員会研究指定校研究発表会の件についてです。これは2月12日に関根委員とともに伺いました。今回の研究は町田市教育委員会の研究指定校として、「学び続ける」をキーワードに掲げ、「自ら考え、学びをすすめる金井の子—『学び続ける力』を育むことを目指して」というテーマで報告がなされました。これは非常に重要な実践研究として位置づけられる内容だと感じました。特に令和の日本型学校教育の基盤となる視点が随所に示されているのが印象的でした。私は学力を3つの視点で考えます。まず学んだ力。結果としてつく力、知識や理解です。そして学ぼうとする力。関心や意欲です。それから学ぶ力。学ぼうとする力があっても、どうやって学ぼうかというスキルがないと学べないわけです。それら3つの力が最終的には「学び続ける力」につながっていると考えています。研究授業を拝見し、大変意義深い研究が進められていると実感したところです。

先ほど関根委員の話にもございましたが、今回の研究発表会では教員のかかわりが非常に明確に示されていたことが印象的でした。「教育の全体は教師にあり」という言葉があるように、若い先生は若い先生なりに、自分の役割や位置づけを授業の中にしっかりと意識しながら授業に臨み、中堅の先生は、いわゆるTTと言う、学年で授業を組むときに、若い先生方とどのようにかかわりを持つのかというところが非常によくわかるような研究発表会だったと思います。こうした取り組みを軸に、令和の日本型学校教育の定着に向けて、今後もさまざまな学校で研究をお進めいただければありがたいと思います。

以上です。

○**教育長** 私並びに委員の皆様の報告につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

本日は事務局からの報告はないと聞いておりますので、以上で月間活動報告を終了いたします。

次に、日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第32号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明いたします。

○**学校教育部長** 議案第32号「町田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部改正について」、ご説明いたします。

本規則は町田市立小・中学校に勤務する都費負担職員の業務量に関して必要な事項を定めております。国が定める公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が改正され、2026年4月1日から施行されます。これに伴い、関係する規定を整備するため改正するものです。

1枚おめくりください。

1「改正理由」について。国が定める公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の改正に伴い、関係する規定を整理するため、改正するものになります。

2「改正内容」について。指針から引用する規定の番号等を改めます。

3「施行期日」について。本規定は2026年4月1日から施行いたします。

もう一枚おめくりいただきますと、改正後、改正前がついております。

説明は以上となります。ご審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第32号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4、報告事項に入ります。

本日の報告事項は8件ございます。

まず、報告事項(1)について、担当者から報告させていただきます。

○教育総務課長 報告事項（１）『町田市教育プラン 24 - 28』の一部修正について、ご報告いたします。報告事項－１の資料をご覧ください。

１「経過」についてでございます。本プランでは、計画の推進手法の１つとして「OODAループ」を活用し、常に発生するさまざまな事象や要因に対応し、事業の改善を行うものとしております。

このたび１つの施策の成果指標及び４つの重点事業について、社会環境の変化等により、一部修正の必要が生じたため、町田市教育委員会企画調整会議での承認を得て修正を行ったものでございます。

２「修正内容」についてでございます。まず（１）『基本方針Ⅰ_施策２_未来を見据えた特色ある学びを推進する』の成果指標」の修正でございます。こちらについては２ページをご覧ください。

調査項目である「ICT活用に自信をもっている」が、教員の主観的な感情や自己評価に基づくものであり、実際のICT活用能力やスキルの習熟度を客観的に測定することが困難であったため、事実に基づく指標に修正を行うものでございます。

続きまして、（２）「重点事業７_町田市未来の学びLab」の②「児童生徒の『つまずき』の原因とその解消に関する研究」、③「教育施策間の相関関係や相乗効果に関する研究」（学力・体力向上、キャリア教育、協働的な学習等）」の活動指標と工程表の修正でございますが、こちらについては３ページをご覧ください。

活動指標③のように多岐にわたる相関関係については、国や都においても明らかにされておらず、次期学習指導要領に向けて、教科・領域にかかわらず、多様な子どもに対応する「個の学び」の重点化を図っています。以上のことを踏まえると、②と③を分けて事業を推進していくのではなく、まずは活動指標②の「『つまずき』の原因とその解消に関する研究」に注力し、子どもたちの学習や学校生活全体での指導や支援に活用できるようにすることが求められております。そのため、２つの活動指標を１つに集約し、進めていくよう修正するものでございます。

続きまして、（３）「重点事業 14_まちだの歴史・文化を学ぶ機会の充実」の②「新規アウトリーチ事業件数（累計）」の活動指標と工程表の修正でございますが、こちらについては４ページをご覧ください。

2025年度までの実績であるとか、今後の展示・普及事業の推進予定に合わせた指標・目標設定に修正するため、こちらについて修正を行います。

続きまして、(4)「重点事業 25_特別支援学級等の整備」の①「特別支援学級設置数(累計)」の工程表の修正でございます。こちらについては5ページをご覧ください。

特別支援学級を設置する地域の選定や開設する学校の選定に時間を要したことから、2026年度に特別支援学級を1校、新規開設する予定でありましたが、2027年度に南成瀬中学校の自閉症・情緒障がい学級を開設できるよう整備工事や運営面等に関する学校調整を進めていく方向に修正するものでございます。

最後に、(5)「重点事業 32_まちだの歴史・文化資源の保存と活用環境の整備」の②「歴史を学ぶデジタルコンテンツ件数(累計)」の活動指標と工程表の修正でございます。こちらは6ページをご覧ください。

こちらにつきましても、2025年度までの実績や今後の展示・普及事業の推進予定に合わせた指標・目標設定に修正するための修正でございます。

報告は以上となります。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。

○井上委員 「重点事業7_町田市未来の学び Lab」についてです。②の工程表の内容も修正されているようですが、この研究実施が2028年度まで続く表記になっていることについて、もう少し詳しく説明をしていただけますか。

○指導課担当課長(統括指導主事) 2028年度までの達成指標についてですが、つまずきに対する研究ということで、当初はその研究を進める上で、もう一つ施策を立案していくというイメージをしていたのですけれども、つまずきの研究をしていく中で、現状では、施策の立案というよりも、そういった子どもたちのつまずきをしっかりと明らかにすることによって、その他の授業改革であったりとか、ICTの活用の充実に関連を図りながら、よりそちらの事業の展開を充実していくという事業間の関連性に、そのつまずきといったところが効果的なのではないかと考えております。ですので、何か施策を立案するための積み重ねではなく、常に子どもたちのつまずきは何なのかを明らかにしていくための研究の実施・検証を繰り返していくといったところで今回の変更に至っております。

以上です。

○後藤委員 今のところなんですが、これまでも学力だとか体力については国の調査結果をそれぞれに分析して、弱いところとか、その原因というのは出してきました。今回、

重点事業7で掲げたのは、その視点だけでは原因追及とその改善が十分に図れなかったわけですから、そのことを関連づけて、あるいはそれを多面的な視点から物を見ることによって研究して、子どもたちの力を伸ばせるような研究にしようというのが、本来の重点事業7だったと思うのです。それをまた分析だけにするとか、実証だけを毎年何回かやっていけばということは、本来の枠組みとは変わってきてしまうのではないかというのがあります。

やはり研究としてこれを市教委で立てたプランは、その原因がわかればいいだけではなくて、その原因に基づいて、市としてどんな施策を打つかなんですね。これまで打っているものでは十分な効果がなかったから、それを研究しようということなので、これはそのまま研究の立案というか、施策は立てずに、実証だけをしていきますということでは、私は本来のものが変わってしまうというふうに考えるので、再検討していただきたいと考えます。

以上です。

○**教育総務課長** ご指摘いただき、ありがとうございます。今のご意見をいただきまして、重点事業7につきましては再度検討させていただければと考えております。

○**教育長** ほかよろしいでしょうか。

では、報告事項（1）の重点事業7についてはこれから施策可能なものも含めて再度検討することとし、それ以外の部分については了承するというところでよろしいでしょうか。――それでは、以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（2）について、担当者から報告させていただきます。

○**教育総務課担当課長** 報告事項（2）「町田市立学校の学校教材費等徴収規則の一部を改正する規則について」、報告いたします。この規則は学校教材費の公会計化に関しまして、町田市教育委員会から保護者への学校教材費の徴収に関する事務を定めたものになります。

1「改正理由」としましては、教材費の徴収義務の効率化を目的としまして、関係する規定を整備するために改正するものでございます。

2「改正内容」でございます。改正の内容は主に2点ございます。

まず1点目、（1）にありますように、学校教材費等の執行計画、執行予定の金額のホームページによる周知に関する規定を加えるものです。これは学校教材費の執行計画、購入予定の額を保護者にお知らせすることにつきまして、これまで書面による通知をしてい

たところですが、それに加えて、学校・保護者間システム「tetoru」の活用とか、「まちだ子育てサイト」への掲載等による対応もできるようにするものでございます。

2点目につきましては、(2)にありますとおり、学校教材費等の徴収回数を全校年2回に改めるものです。徴収回数につきましては、これまで3学期制の学校につきましては年3回、2学期制の学校につきましては年2回であったものを、全校年2回に統一することで徴収の効率化を図るものでございます。

(3) その他文言整理も行います。

3「施行期日」でございます。この規則は2026年4月1日から施行いたします。

おめくりいただきまして、2ページ目と3ページ目に、改正前、改正後の記載をさせていただきます。

説明は以上になります。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(3)について、担当者から報告させていただきます。

○新たな学校づくり推進課長 新たな学校づくり推進課、施設課より、「新たな学校づくり推進事業の進捗状況について」、ご報告いたします。報告事項-3の資料をご覧ください。

初めに、1「第2期の進捗状況について」です。

(1)「薬師・金井地区」につきまして、施設整備の基本的な方針を定める「町田市薬師・金井地区中学校新たな学校づくり建設基本計画」を策定いたしました。薬師・金井地区の統合新設中学校においては、内外装などの老朽化改修工事と新たな学校としての機能を付加するリニューアル工事を実施します。リニューアル工事の主な整備内容は、外壁、屋上防水、教室・トイレ等の内外装の改修や、電気、上下水道などのライフラインの更新などの既存校舎のリニューアル工事、また、地域での活用が可能となるようラーニングセンター、武道場兼多目的ホール等の校舎開放棟の増築や、地域開放機能を備えた体育館への建てかえまたはリニューアル工事を実施いたします。

ページ下段におきましては、参考として「リニューアル工事のイメージ図」を掲載しております。

2ページをご覧ください。(2)「町田第三・山崎地区、南第三・南第四地区、小山田・

小山田南地区」についてです。2026 年度から基本計画策定に着手する 3 地区につきまして、昨年、2025 年 11 月から 12 月にかけて意見交換会をオープンハウス形式で実施いたしました。開催日時や参加者数、ご意見の総数については、ページ中段にあります表に記載のとおりです。

いただいた主なご意見としましては、3 地区共通で、通学方法や通学の安全対策などについてご意見をいただいております。各地区でいただきました全てのご意見は、市からの回答をあわせまして市のホームページで掲載しております。また、いただいたご意見は、今後基本計画を策定していく上で参考とさせていただきます。

3 ページをご覧ください。2 「子ども向け意見フォームの回答状況について」です。2025 年 9 月に開設いたしました児童・生徒向けの「新たな学校づくりご意見フォーム」について、これまでに約 2,100 人からご意見をいただいております。いただいたご意見につきましては、「まちだの新たな学校だより」第 2 号にて、主なご意見の紹介と市からの回答を掲載し、本年 2 月に発行しております。また、いただいたご意見のうち、公表してほしくないというご意見を除いた全てのご意見を、市のホームページの町田市キッズページに掲載しております。

ご意見フォームの中での回答では、新たな学校について興味のあることを選択方式で伺ったところ、小学生では、新しい校舎のことや、学校がなくなる場所の未来の使い方、また、通学に関する項目を選択された回答を多くいただきました。中学生では、学校の歴史を引き継ぐことや、統合や建設のスケジュール、また、部活動についての項目を選択された回答を多くいただきました。

自由記述でいただきました「新たな学校がどんな学校になったらいいと思うか」についてのご意見としましては、小学生では、「みんなが仲良く、楽しい学校」、「いじめやけんかのない学校」、「きれい・清潔な学校」などのご意見をいただきました。中学生からは、「いじめのない学校」、「真剣に学べる学校」、「積極的に学べる学校」などのご意見をいただいております。引き続き子ども向けご意見フォームでは、児童・生徒からのご意見をいただきながら、いただきましたご意見は、今後策定していく基本計画の参考とさせていただきます。

4 ページ以降につきましては、参考資料といたしまして、これまで教育委員会定例会等でご報告させていただきました第 1 期 5 地区の進捗状況及びスケジュールについて改めて掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

報告は以上です。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かご質問などございましたらお願いいたします。

○**井上委員** 子ども向け意見フォームについての感想です。不安に思ったとき、何か疑問が生じたときに、子どもたちがみずからいつでも意見を伝えることができる場があるというのは、保護者としてもとてもありがたいですし、質問を投げただけで終わりではなく、きちんと回答し、全意見を掲載しているところはとてもよいと思います。これから統廃合が進む中で、子どもたちの気持ちを大切にし、反映させていけたらいいなと考えます。

以上です。

○**教育長** より丁寧に扱っていくということでもよろしくをお願いいたします。――ほかよろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（４）について、担当者から報告させていただきます。

○**学務課長** 報告事項（４）「『学校統合に伴う通学等に関する基本方針』の策定について」、ご説明いたします。資料をご覧ください。

町田市新たな学校づくり推進計画に基づく学校統合に伴い、通学距離・時間が延びる児童・生徒を対象に、通学等の負担軽減を図ることを目的として、通学等負担軽減策の検討に関する基本的な考え方及び第１期５地区と第２期１１区の通学等負担軽減策を示す「学校統合に伴う通学等に関する基本方針」を策定いたしました。

１「背景」です。町田市では、児童・生徒数の減少と学校施設の老朽化に対応しながら、未来の子どもたちによりよい教育環境をつくるため、推進計画を策定し、学校統合を進めております。新たな学校づくり基本計画を策定した第１期５地区については、２０２３年３月に通学等負担軽減策として路線バスを利用可能と結論づけております。一方、２０３２年度までに基本計画の検討に着手を予定している第２期１１地区については、一部の地区において路線バスが運行していない、または運行しているが直通便がないため乗りかえが必要となる区域がございます。

令和６年（２０２４年）町田市議会第１回定例会にて、「『町田市新たな学校づくり基本計画』における通学環境改善のためのスクールバス導入を求める決議」が採択されたことを受けまして、都市づくり部、交通事業推進課がプロジェクトリーダーとなり、子ども生活部、児童青少年課、学校教育部、新たな学校づくり推進課及び学務課をメンバーとして、庁内横断的に検討を行ってまいりました。

次に、2「通学等負担軽減策の検討に関する基本的な考え方」です。本方針は、2024年10月時点での児童・生徒分布をもとにシミュレーションを行い、各地区の負担軽減策を示しております。各地区での判断に当たっては、本方針をもとに、児童・生徒の分布や路線バスの運行状況などを考慮して、各地区の新たな学校づくり基本計画検討会及び基本計画推進協議会の中で決定した上で、町田市教育委員会が決定することとしております。

それでは、本方針の内容について概要版を用いてご説明いたします。次のページにお進みください。

左下の表からご説明いたします。「方針の基本的な考え方」を6つの項目にお示ししております。

まず、「検討の対象」については、通学距離が2キロを超える児童・生徒としております。

「検討の順序」としては、路線バスを最大限活用するということで利用可否を判定いたします。そして路線バスが利用できない場合に、路線バス以外の交通手段として、スクールタクシー、スクールバスを検討いたします。対象通学者数に応じてタクシー、バスの導入を検討いたします。

続いて、右上の表の「学童保育クラブの登降所」についても検討を行ってまいります。

次に、「学区外通学制度の整備」につきましては、指定された学校よりも通学距離がより近い学校へ通学を可能とする制度を検討いたします。

「自転車通学」につきましては、天候等に影響を受けやすい交通手段ではございますが、スクールバス、スクールタクシーと併用して選択できる中学生の通学手段として位置づけております。

最後に、「受益者負担」につきましては、通学費補助金、現行の自己負担と同程度の負担としております。

今ご説明した本方針の基本的な考え方をもとに整理した判定フローを次にお示ししております。このフローに沿って検討地域の確認を行って、2024年10月時点での児童・生徒分布、路線バスの運行状況から、各地区の通学等負担軽減のシミュレーションを行います。フロー図についてはご覧ください。

次のページにお進みください。こちらの表は負担軽減策を検討する対象地区をまとめたものでございます。通学負担軽減策が必要とされる地区、供用開始年度、学校位置等をオレンジ色に着色しております。こちらも後ほどご覧ください。

次のページにお進みください。こちらの表は推進計画に基づく第1期5地区及び第2期11地区のスケジュールをまとめたものでございます。後ほどご覧ください。

次のページです。こちらは2024年10月時点での児童・生徒分布、路線バスの運行状況から各地区における負担軽減策のシミュレーションの結果を2ページにわたってまとめたものでございます。シミュレーションの結果については、今後行う基本計画検討会及び基本計画推進協議会の中で議論するための参考資料といたします。

次のページ以降は、本編と資料編をおつけしておりますので、後ほどご覧ください。

最後に、1枚目の鏡部分にお戻りください。3「スケジュール」をご説明します。今月、3月に行政報告及び町田市ホームページで掲載をいたします。また5月からは各地区の新たな学校づくり基本計画検討会及び基本計画推進協議会にて報告を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かご質問などございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（5）について、担当者から報告させていただきます。

○教育センター所長 報告事項（5）「『(仮称)町田市学びの多様化学校基本構想』の策定について」、ご報告をいたします。

町田市では、「学びの多様化プロジェクト2024-2028」の基本方針として、「学校へ行く子も行かない子も、安心して育つまちだ」を掲げ、不登校のお子さんの学びの場の整備を進めております。このたび外部有識者を含む町田市学びの多様化施策検討委員会における検討等を経まして、「(仮称)町田市学びの多様化学校基本構想」を策定いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、1「町田市の不登校児童生徒の状況と取組」になります。町田市でも全国的な傾向と同様に、学校を病気等によらず30日以上欠席する児童・生徒がふえております。この5年間で小学生は約2.2倍、中学生は約1.6倍となりました。こうした状況を受けまして、町田市では「学びの多様化プロジェクト2024-2028」により、こうした児童・生徒の支援に取り組んでまいりました。その子どもたちの学びの場の1つとして、学校再編による空き校舎を活用いたしまして、2029年4月に「(仮称)町田市学びの多様化学校」を開校する準備を進めております。

次に、2「学びの多様化学校基本構想概要」になります。町田市学びの多様化学校は、

不登校児童・生徒のニーズに合わせて柔軟な教育課程を編成するなど、新しい形の学校になります。場所は現在の成瀬小学校を活用し、小学4年生から中学3年生までを対象とする小中一貫校となります。

(2)「多様性を支える取組」でございます。こちらの取り組みといたしまして、ウェルビーイングの向上を目指し、子どもたちの自己肯定感を高める取り組みや、教育支援センターによる移行支援、子どもたちの現状に合った学習支援や、安心して過ごせるような、従来の学校の枠に捉われない環境づくりに取り組んでまいります。

(3)「不登校児童生徒のワンストップ支援」でございます。こちらは学校内には多機能型の教育支援センター分室を併設いたします。教育支援センターは現在も学習支援や子どもたちの居場所として運営している教室ですが、その機能に加えまして、学びの多様化学校への移行支援を行います。また、学びの多様化学校への転学・進学希望を入り口としながら、一人ひとりの子どもにとって適切な学びの場を検討し、必要に応じて他の教育支援センターや教育相談などと連携をいたします。お子さんや保護者の方が不登校に関しての相談や情報提供をワンストップで受けられることを目指しております。

最後に、3「想定スケジュール」でございます。今後につきましては、2026年度に基本計画の策定、2027年度に基本設計・実施設計を行い、2028年度に校舎の改修を行いまして、2029年4月の開校を目指しております。

説明は以上となります。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かご質問などございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(6)について、担当者から報告させていただきます。

○**教育センター所長** 報告事項(6)「中学校自閉症・情緒障がい学級新規開設について」、ご報告いたします。本件は、2024年2月策定の「町田市教育プラン24-28」に基づきまして、2027年4月から中学校に特別支援学級を新設することとなりましたので、報告させていただきますものです。

「新設する学校及び学級種別について」です。新たに特別支援学級を設置する学校は南成瀬中学校になります。学級種別につきましては固定学級、自閉症・情緒障がいでございます。中学校の自閉症・情緒障がい学級につきましては、市内1校目となる学級を2022年4月に町田第三中学校に設置いたしました。現在、学級開設から4年が経過し、入級を

希望する児童・生徒数が年々増加傾向にあります。

また、市内小学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級においても、在籍児童数が増加している状況があり、小学校を卒業する児童の進学先として、中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設していくことが課題となっております。

市内2校目となる自閉症・情緒障がい学級を南成瀬中学校に新設することによって、指導対象となる生徒の教育環境の充実及び教育的効果の向上を図ってまいります。

なお、通学区域につきましては、南成瀬中学校、南中学校、つくし野中学校、成瀬台中学校を地域指定校とする予定でございます。

説明は以上となります。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かご質問などございましたらお願いいたします。
——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（7）について、担当者から報告させていただきます。

○**生涯学習センター長** 報告事項（7）「2025年度学生生活動報告会『ガクマチEXPO』の開催について」、ご説明いたします。

学生生活動報告会「ガクマチEXPO」は、町田市及び近隣地域で活動している学生団体が集まり、日ごろの活動内容を発信しながら、新しいつながりを築くために毎年開催しているイベントです。今回は、2026年1月にリニューアルオープンした生涯学習センターを会場に、来場者が架空のシナリオに基づき、ゲーム感覚で各ブースを回遊する仕組みで、各学生団体の活動内容への理解を深めていただく機会となっております。参加予定の団体は、表にございます7団体でございます。

1枚おめくりください。こちらは「ガクマチEXPO」のチラシを掲載しております。

説明は以上になります。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かご質問などございましたらお願いいたします。
——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（8）について、担当者から報告させていただきます。

○**市民文学館担当課長（町田市民文学館長）** 報告事項（8）「『文ッ字フリマ 2026』の開催について」、ご説明申し上げます。資料をご覧ください。

文学館通り及び町田駅周辺のにぎわいを創出する催しとして、地元町内会・商店会と協

力し、開催いたします。今回も 10 代、20 代の若い世代に、ふだん私たちが使っている文字への興味・関心を持ってもらうとともに、文字のデザインに興味を持つ方々の交流の場となることを期待しております。

文ッ字フリマは毎年 1,000 人を超えるお客様にご来館いただき、出店者も年々増加しております。そこで今回は、3 月 28 日（土）と 29 日（日）の 2 日間の開催といたします。また、両日は「町田さくらまつり」と重なっており、お花見でにぎわう駅周辺の方々にも立ち寄っていただくことで、相乗効果が得られることを期待しております。

ご報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かご質問などございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

予定された本日の公開での議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局から何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

休憩いたします。

午前 11 時 28 分休憩

午前 11 時 29 分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で町田市教育委員会第 12 回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 32 分閉会